



JCAA

海外取引のリスク管理の「切り札」

JCAA仲裁の魅力

日本商事仲裁協会（JCAA）

■ 日本商事仲裁協会（JCAA）について

- 我が国唯一の商事仲裁機関として、1953年に日本商工会議所から独立
- 2000年以降の国際仲裁の取扱い件数は、300件以上（年間15~20件）

JCAA仲裁の魅力

1. 多様性（Diversity）
2. 迅速性（Speedy）
3. 柔軟性（Flexibility）

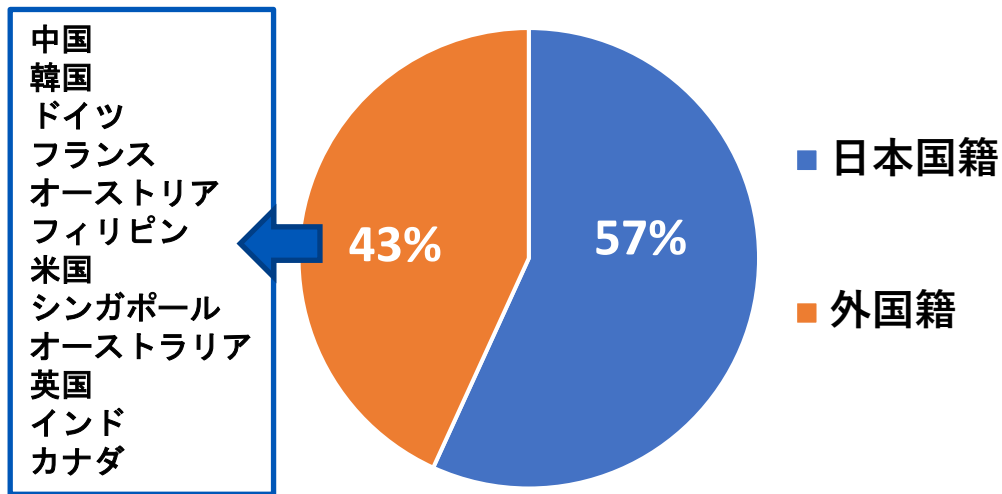
1-1. 多様な国内外の専門家を仲裁人に選ぶことができます



* JCAAの仲裁人候補者リストに**登載されていない方**を仲裁人に選ぶことも**自由**です

1-1. 多様な国籍・バックグラウンドの仲裁人が選任されています

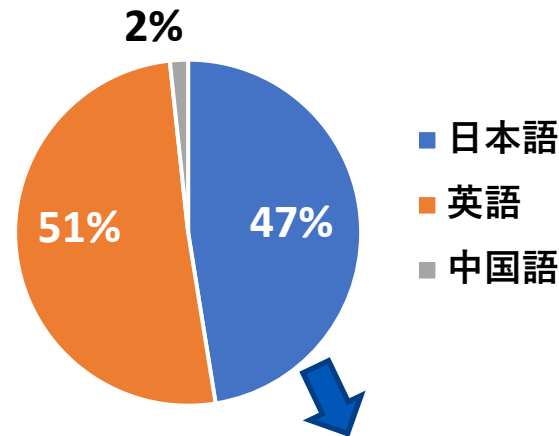
国際仲裁事件における仲裁人の国籍



2019年から2023年に選任された仲裁人（88名）

(参考)

国際仲裁事件における手続言語

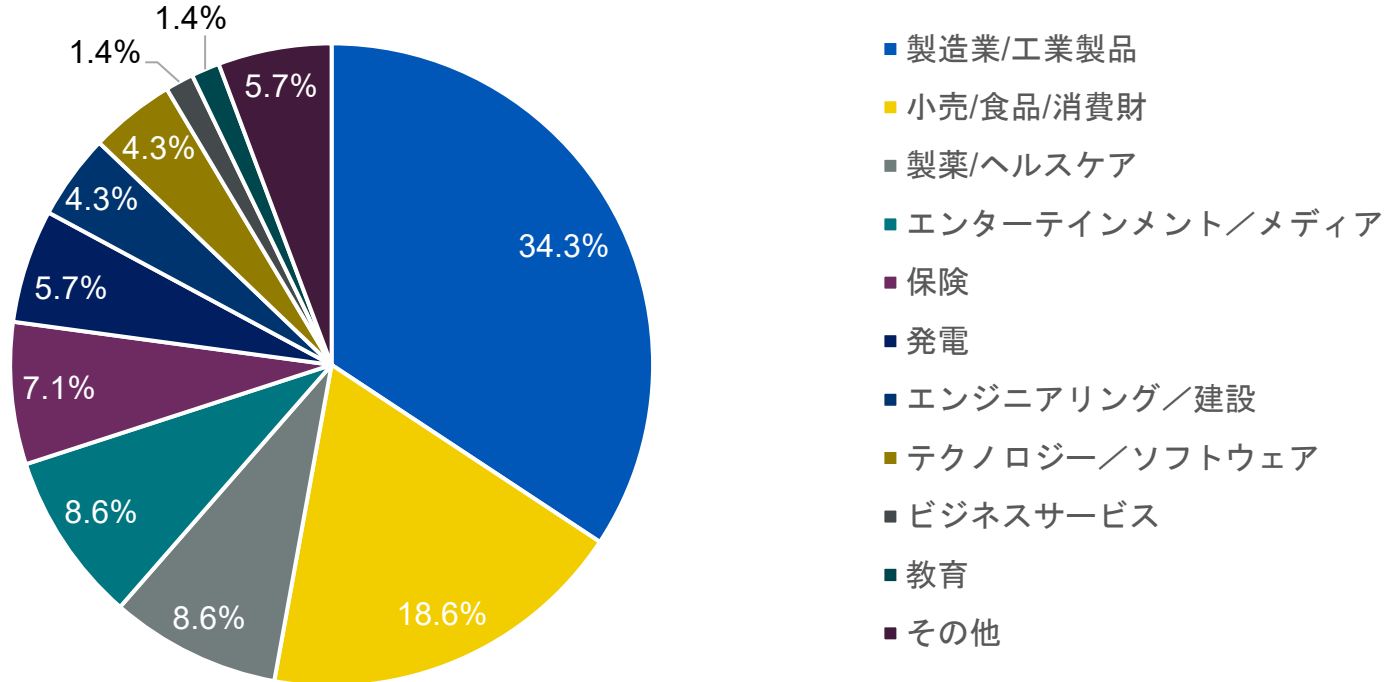


契約書で日本語と合意しているか、紛争発生後に当事者が日本語の使用を合意

2019年から2023年に申立てのあった事件

1-2. JCAA仲裁で解決している紛争の種類は多様です

2019-2023



■ 2. スピーディーに解決します

紛争金額が**3億円以下**であれば・・・**迅速仲裁手続**

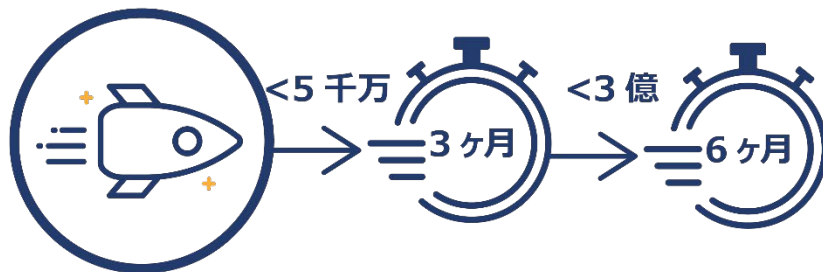
- **5千万円以下** → 仲裁廷成立から**3か月**以内に判断
- **5千万円超え 3億円以下** → 仲裁廷成立から**6ヶ月**以内に判断



仲裁人 1 名



書面審理

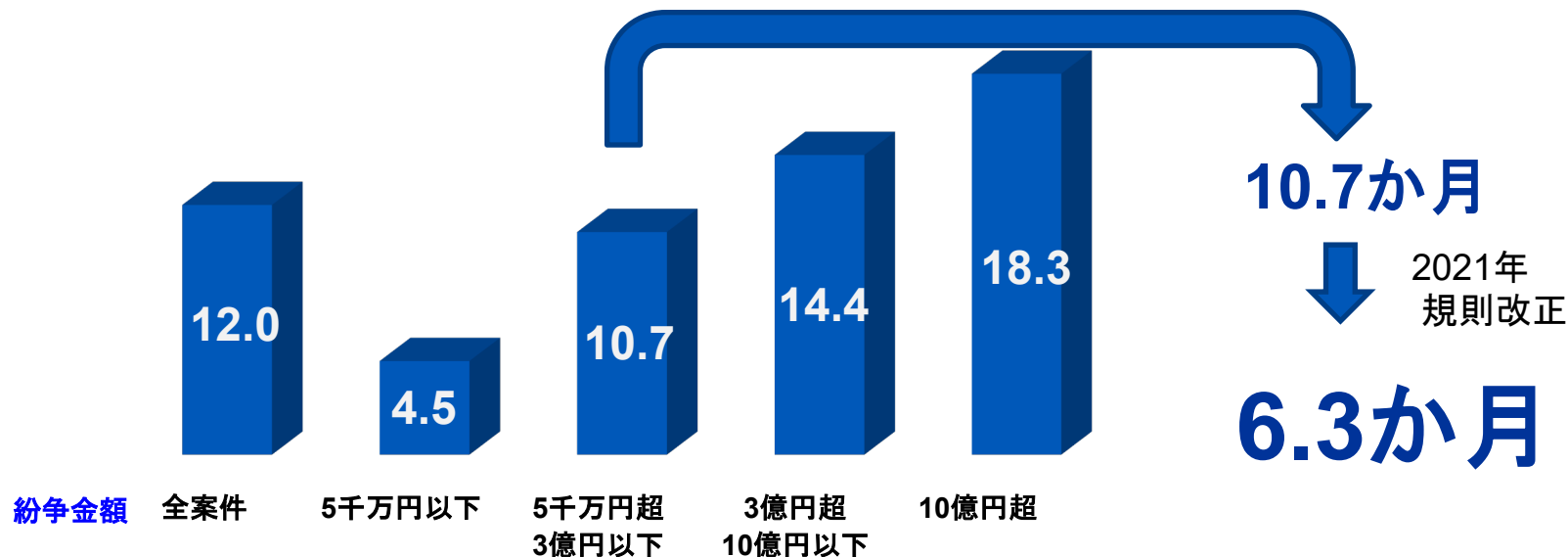


仲裁判断の期限

2. スピーディーに解決します

仲裁廷成立日から仲裁判断日までの平均所要月数

2014年から2023年に仲裁判断で終結した全てのJCAA仲裁事件が対象



*和解交渉その他の理由により仲裁手続が停止した期間を含まない

参考：日本の民事訴訟（2020年終結分）では、訴額**1億円超5億円以下**の第1審平均審理期間は**24.4か**
月、**5億円超10億円以下**は**29.6か月**（さらに上訴のリスク）

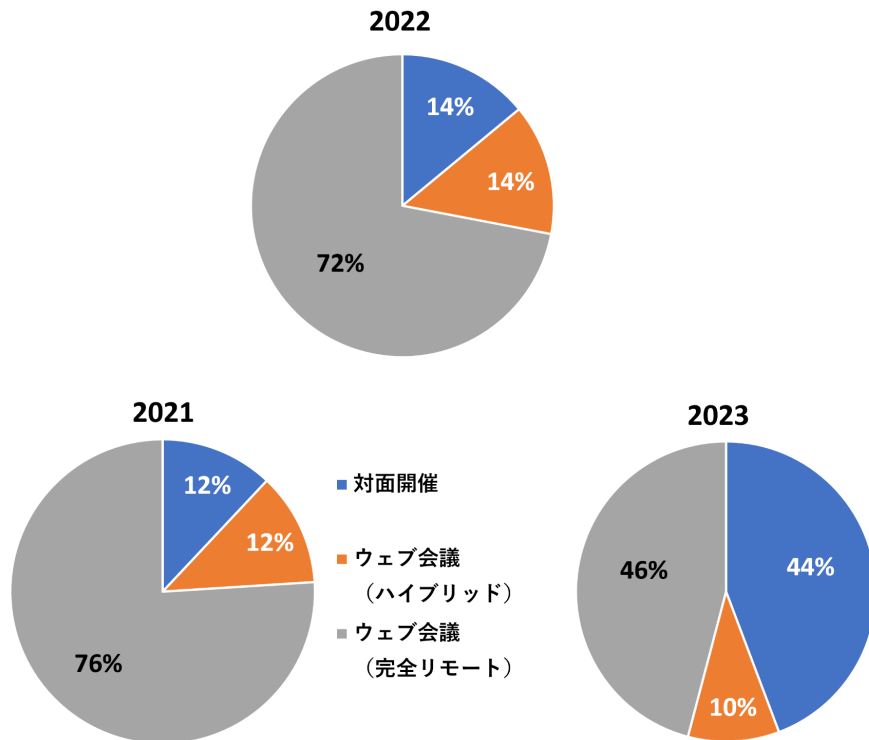
■ 3-1. 調停への移行がスムーズです

JCAA規則は、仲裁手続中に、当事者の意向により調停（話し合い）を開始する場合も想定した取り決めを置いています。



3-2. オンライン技術をフル活用しています

JCAA仲裁における会合の開催形式の割合（開催日数ベース）



コロナが落ち着き、対面開催の会合も増えつつあるが、オンライン開催も依然半数近くを占める。

3-3. 審問（証人尋問）を開催する場合も、 JCAAなら安心サポート



ご要望を頂けましたら、
面倒な手配も
ワンストップで対応します。

■ 3-4. 選べる3つの仲裁規則

**Commercial
Arbitration
Rules
2021**



**UNCITRAL Arbitration Rules
2010
Administrative Rules
for UNCITRAL Arbitration
2021**



**Interactive
Arbitration
Rules
2021**



■ 商事仲裁規則

Commercial
Arbitration
Rules
2021

- JCAA仲裁の標準的なルールで、グローバルスタンダードに適合しており、全ての法域の全てのビジネス紛争に対応しています。
- 当事者の別段の合意がない限り、本規則が適用されます
- 緊急仲裁、複数当事者/複数契約の場合の条項、迅速仲裁、仲裁手続中の調停についての規定もございます。

■ インタラクティブ仲裁規則

Interactive
Arbitration
Rules
2021

手続の効率化と透明性をさらに高めるため、仲裁廷は、当事者と積極的にコミュニケーションを図り、事案の理解を深め、当事者が重要な争点に集中して主張・立証活動をすることを支援します：

- 仲裁廷は、可能な限り早期に、当事者の主張の整理及び暫定的な争点について書面で提示し、当事者の意見を求めます。これにより、当事者は、仲裁廷の理解の誤りを指摘できるとともに、結論に影響を与えうる重要な争点をより確実に把握します。
- 仲裁廷は、遅くとも審問前に、重要な争点に関する暫定的な見解を書面で提示し、当事者に意見を求めます。これにより、当事者は、その後の立証活動で注力すべきポイントがより明確になります。

■ UNCITRAL仲裁規則

UNCITRAL Arbitration Rules
2010
Administrative Rules
for UNCITRAL Arbitration
2021



- UNCITRAL仲裁規則は国際仲裁の経験が豊富で、手続の高度な柔軟性を求める企業に最適です。
- 付随するUNCITRAL仲裁管理規則は、UNCITRAL仲裁規則に基づきJCAAが事務局として仲裁手続サポートするために必要な最低限の規則を定めています。

「仲裁条項」を契約書に記載ください (東京を仲裁地とする例)

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人**日本商事仲裁協会**の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。

(英文)

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of **The Japan Commercial Arbitration Association**. The place of the arbitration shall be Tokyo, Japan.

仲裁条項の書き方のヒント →
(JCAAウェブサイト)



■ お問い合わせ先



JCAA

一般社団法人日本商事仲裁協会

ウェブサイト: <https://www.jcaa.or.jp>



東京本部 仲裁調停部

Email: arbitration@jcaa.or.jp

TEL: 03-5280-5161

〒100-0054 東京都千代田区神田錦町3-17
廣瀬ビル3階